

<報道発表資料>

.....
カテゴリー: 県政一般

令和4年12月22日

県内動物園の飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生について

県内の動物園で飼育されている鳥のうち死亡等した2羽について、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例であることが確認されましたのでお知らせします。

今後、環境省で詳細な検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザであるか否かを確認する予定です。

1 飼養施設

東武動物公園（南埼玉郡宮代町大字須賀 110 番地）

※本日から臨時休業しています。

2 経緯

12月22日（木）、施設管理者から県に対し「施設で死亡等した鳥3羽についてA型鳥インフルエンザウイルスの簡易検査を行った結果、2羽で陽性が確認された」旨の報告がありました。

12月21日（水） 施設内で飼養している鳥の死亡等がみられたため、ヘビクイワシ（死亡）1羽、コブハクチョウ2羽（衰弱1、死亡1）の簡易検査を実施した結果、ヘビクイワシ及びコブハクチョウ1羽（衰弱）でA型鳥インフルエンザウイルスの陽性を確認

※コブハクチョウ1羽（死亡）は陰性

（陽性の2検体は、国による遺伝子検査を調整中）

3 今後の対応

当該施設で飼養しているその他の鳥類については、環境省が定めている「動物園

等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」に基づき、施設管理者と協議しながら、飼養施設の防疫措置等の徹底について、指導並びに協力を実施します。

また、県内にある他の動物園等に対しても、同指針に基づく防疫措置等の徹底について要請し、必要な助言等を行ってまいります。

さらに、家畜保健衛生所では、県内養鶏業者など関係者等への周知及び指導を徹底します。

問い合わせ先

埼玉県保健医療部生活衛生課 総務・動物指導担当

電話 048-830-3612（直通）

E-mail a3600-02@pref.saitama.lg.jp